

健生食輸発0214第1号
令和7年2月14日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産いちごのブピリメート及びそばのアフラトキシン並びにアルゼンチン産いんげん豆の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年2月6日付け健生食輸発0206第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産いちごのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、アルゼンチン産いんげん豆及び中国産そばについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加
 - ・中国産いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)のブピリメート
2. 別表第3への追加
 - ・中国産いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)のブピリメート(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SHOUGUANG TIANCHENG HONGLI FOOD CO., LTD.」又は「QINGDAO REDSEAL INTERNATIONAL TRADING CORP., LTD.」であるものに限る。)
3. 別表第2から削除
 - ・アルゼンチン産いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
 - ・中国産そば(粉を含む。)のアフラトキシン
4. 別表第3から削除
 - ・アルゼンチン産いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ANKAS DEL SUR SRL」であるものに限る。)